

上尾市公共施設等総合管理計画

概要版



令和3年3月改訂

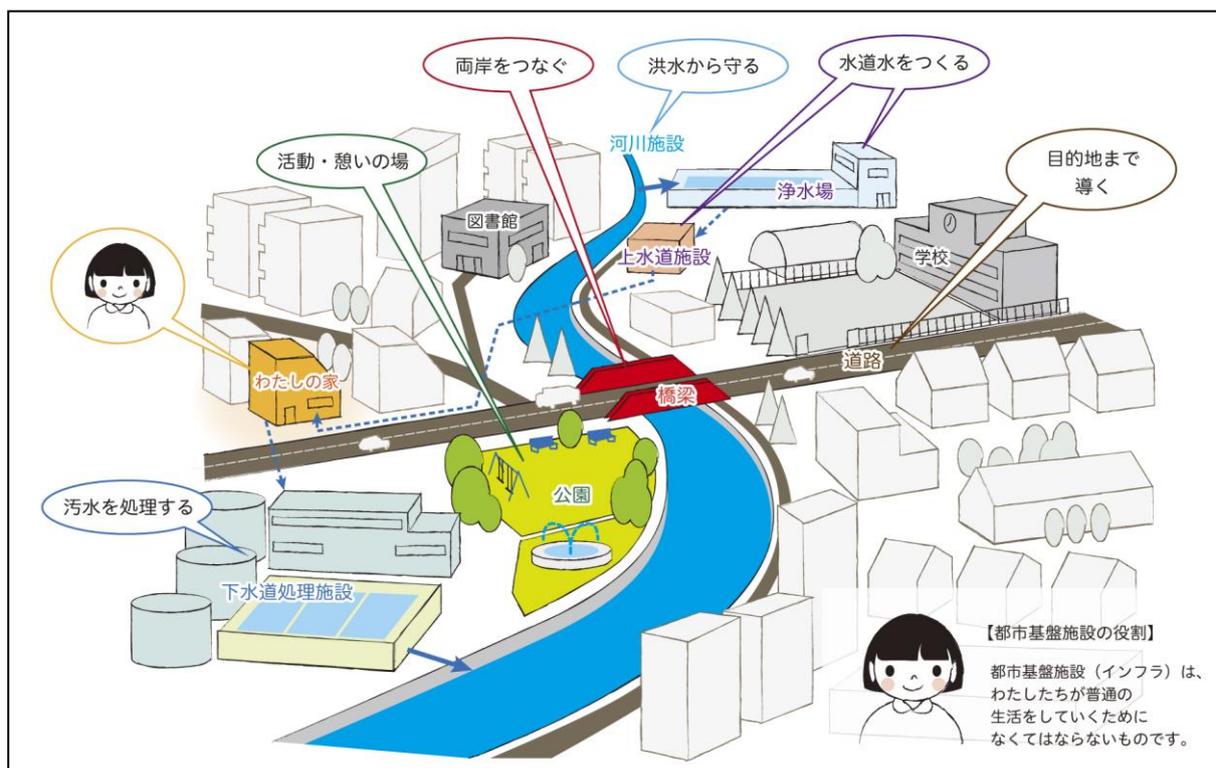
上 尾 市

1. 計画の目的等

(1) 計画の目的

- 上尾市の公共施設等（公共建築物（ハコモノ）や道路や下水道などの都市基盤施設（インフラ））の多くは、高度経済成長期の昭和 40 年代から 50 年代の急激な人口増加と都市化に伴って集中的に整備されたため、現在では老朽化が進み、近い将来一斉に更新（建替え）時期を迎えると見込まれています。
- 少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化中、今後さらに厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極めて困難です。
- 今後の公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営等は、現況及び将来の見通しを踏まえ、経営的視点から総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。
- 上記を踏まえ、本計画は、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的としています。

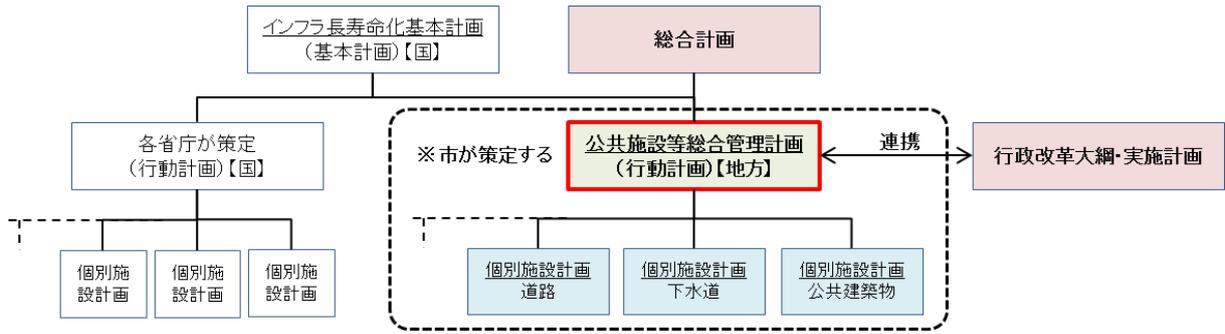
【公共施設等の役割（公共建築物・都市基盤施設）】



(2) 計画の位置づけ

- 本市の最上位計画である『第5次上尾市総合計画前期基本計画』で掲げる「公共施設の総合的なマネジメントシステムの構築」を根拠とし、『第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画』とも連携を図りながら、全庁横断的に公共施設等について定めるものです。
- 国の『インフラ長寿命化基本計画』（平成 25 年 11 月 25 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の本市における下位計画とします。

【「インフラ長寿命化基本計画」体系イメージ】



(3) 計画期間

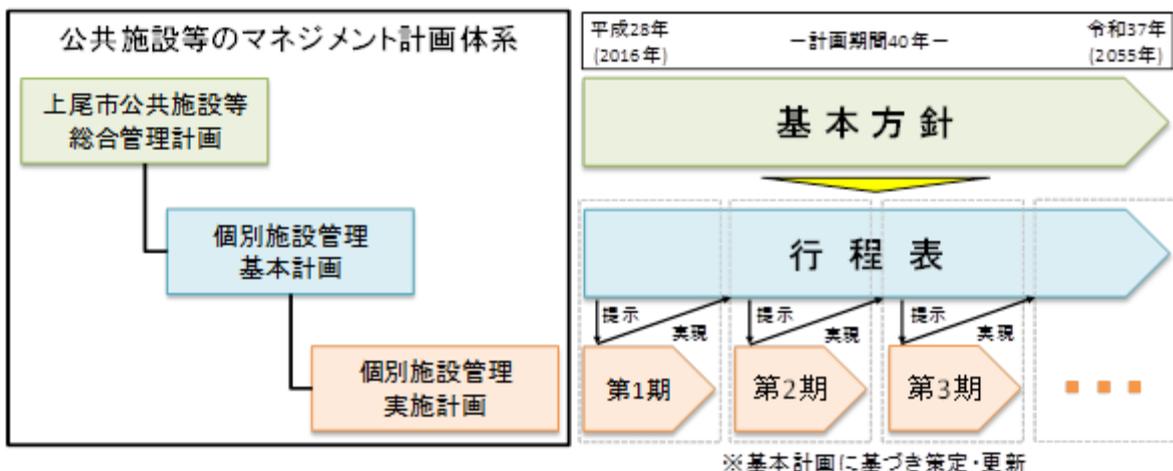
- 公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営が中長期に及ぶことを考慮して、平成28(2016)年を開始年度とし、以後令和37(2055)年までの40年間とします。

(4) 対象施設及び分類

施設区分	施設類型		個別施設
公共建築物 (ハコモノ)	行政施設、文化・社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、児童施設、保育施設、学校教育施設、公共交通施設、その他の施設	9 類型	各施設類型に分類される個別具体的な施設 (本庁舎や〇〇小学校など)
都市基盤施設 (インフラ)	道路・橋りょう、公園、河川、上水道、下水道	5 類型	各施設類型に分類される個別具体的な施設 (道路や〇〇ポンプ場など)

(5) 計画の体系

上尾市公共施設等 総合管理計画 (以下、「本計画」)	本市の公共施設等のマネジメントについて定める計画体系全体の基本方針で、マネジメントの原則、施設の整備・修繕・更新・管理運営等に係る実施方針及び施設類型別の方向性を示すもの
個別施設管理 基本計画 (以下、「基本計画」)	公共建築物及び都市基盤施設の各施設類型の個別施設を対象として、その特性に応じた整備や維持管理等に関する長期的な行程表であり、本計画に沿って目標や方策、行動内容を体系的に示すもの
個別施設管理 実施計画 (以下、「実施計画」)	基本計画で示される内容を実現するための短期的なアクションプランであり、より具体的・実務的な取り組み内容を示すもの



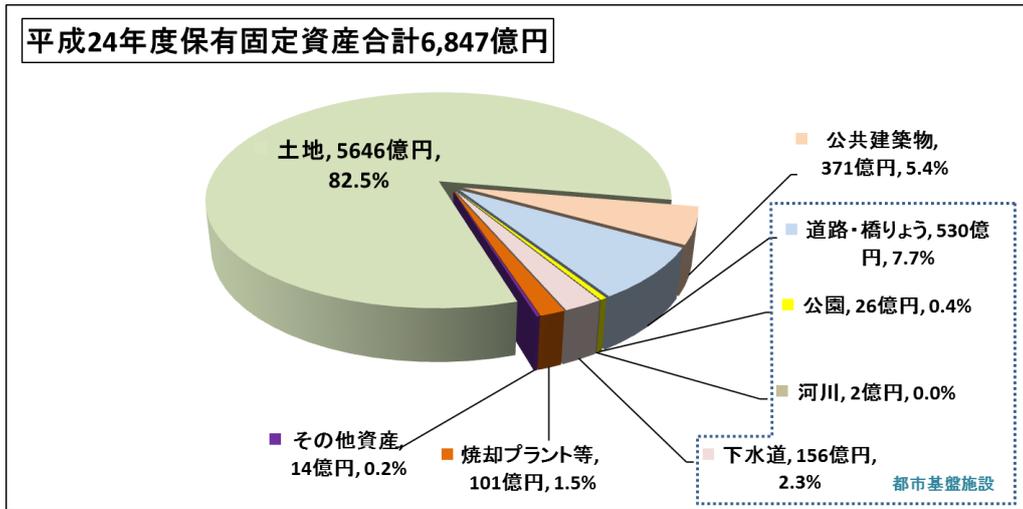
2. 公共施設等の現況及び将来見通し

(1) 公共施設等の状況

1) 保有資産の状況

- 平成 24(2012)年度末時点の固定資産台帳では、土地及び公共施設等、焼却プラント等、その他資産を合わせて約 6,847 億円となっています。
- 公共施設等のうち、公共建築物は約 371 億円で全体の 5.4%、都市基盤施設（上水道を除く）の合計は約 714 億円で全体の 10.4%を占めています。企業会計である上水道を含めた資産の合計は約 961 億円となります。

【固定資産台帳の保有資産の内訳】

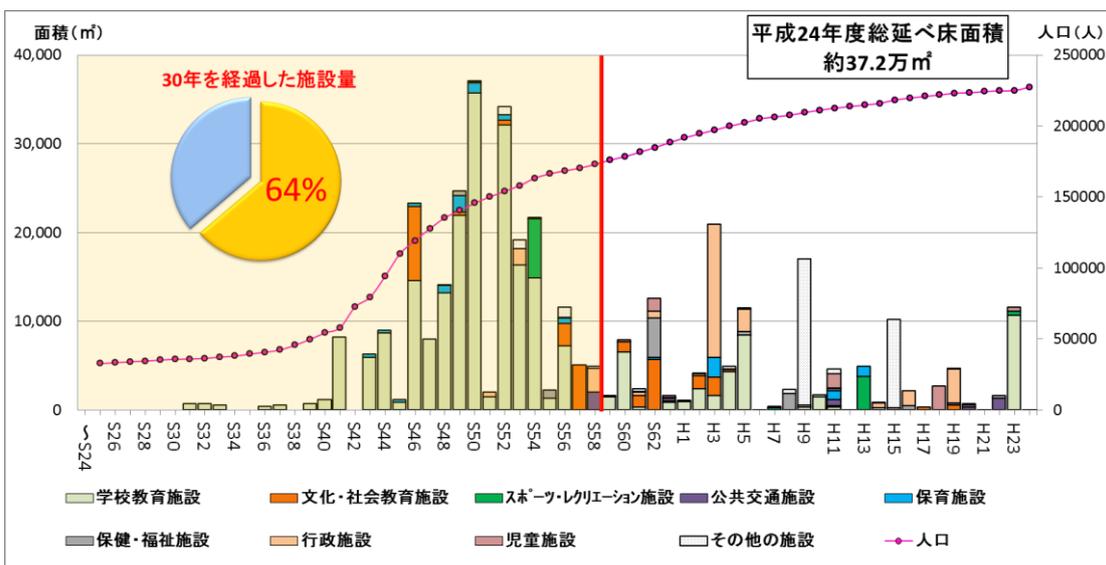


2) 老朽化の状況

【公共建築物】

- 約 64%が整備から 30 年を経過しており、このうち施設類型では学校教育施設が約 8割を占めています。

【公共建築物の年度別整備状況と経過年数】

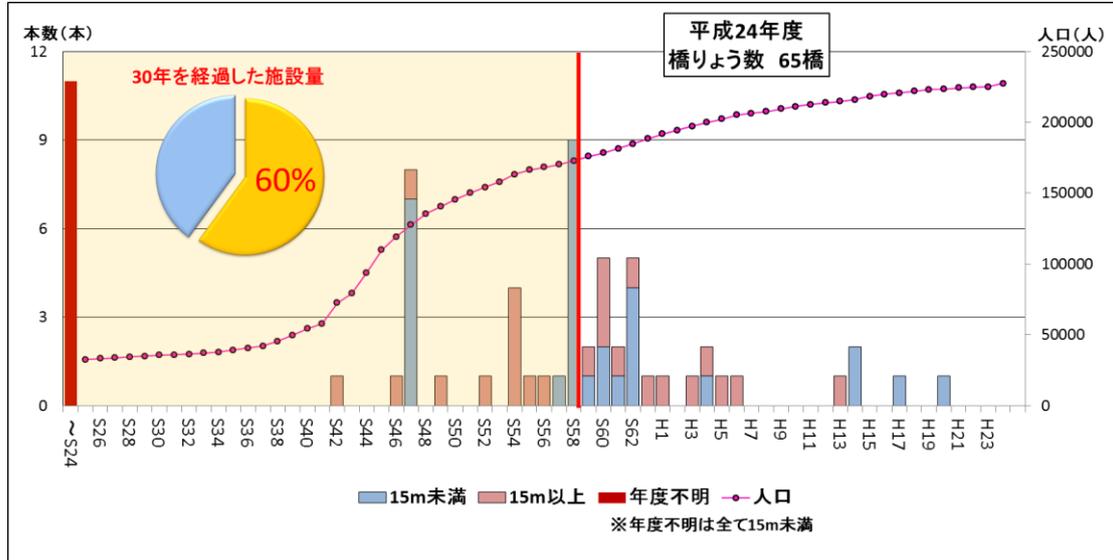


【都市基盤施設】

- 各施設類型で老朽化が進んでおり、今後も老朽化施設が増加することが見込まれます。
 <整備から30年を経過する施設の割合>

道路	約 22%	河川（準用河川の護岸）	約 19%
橋りょう	約 60%	上水道（配水管）	約 23%
公園（都市公園 123 施設）	約 46%	下水道（管渠）	約 37%

【橋りょうの年度別整備状況と経過年数】

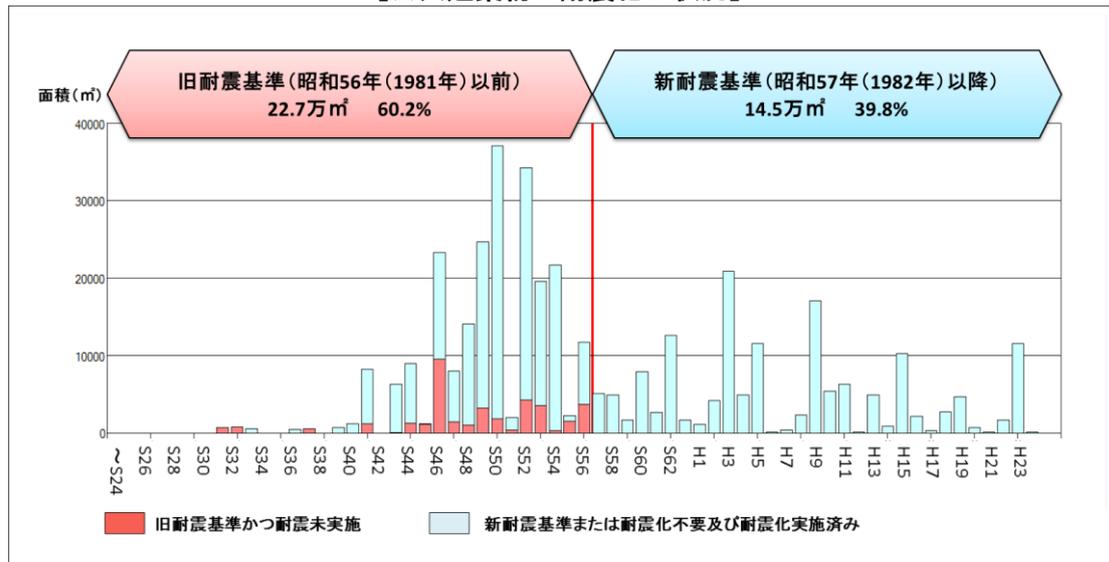


3) 耐震化の状況

【公共建築物】

- 昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準の施設が全体の約 60%を占めています。
- 学校を優先した耐震化工事の進捗により、平成 24(2012)年度末時点では学校教育施設の約9割で耐震化が進み、その他の公共建築物でも順次耐震化を進めています。

【公共建築物の耐震化の状況】



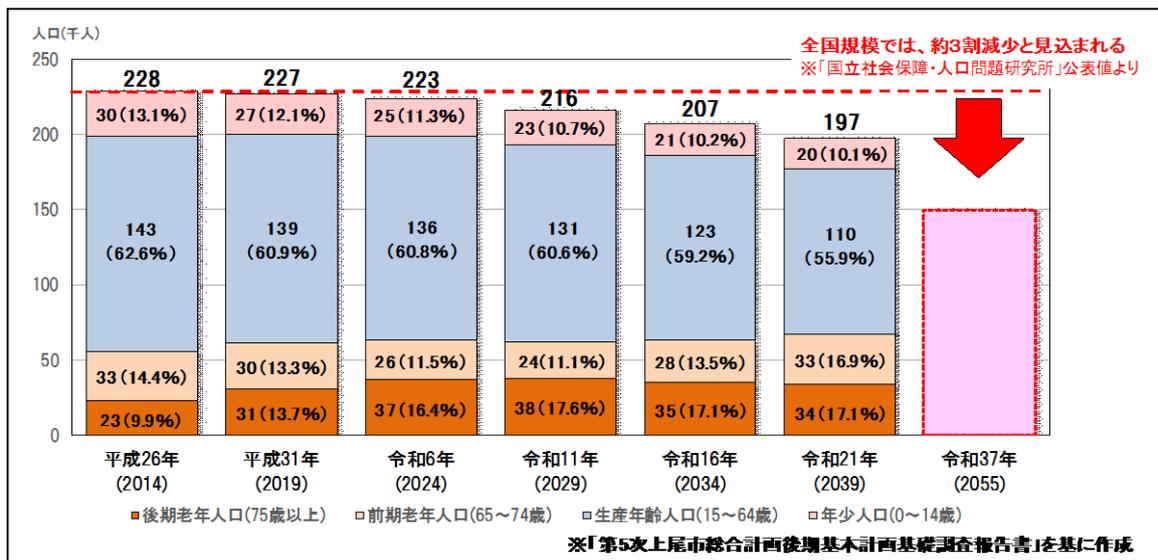
【都市基盤施設】

- 水道で耐震管の導入を進めているほか、その他の施設類型においても順次耐震化に向けた取り組みを進めています。

(2) 人口の見通し

- 昭和 40 年頃から昭和 50 年代末までの約 20 年間で3倍に増加し、その後も増加を続け、平成 26 年(2014) 10 月 1 日時点の住民基本台帳による人口は 228,040 人、世帯数は 96,095 世帯となっています。
- 将来人口は、今後は減少に転じると見込まれており、平成 26(2014) 年と令和 21 (2039) 年との人口構成比較では、65 歳以上の老年人口の割合が約 10%増加する一方で、生産年齢人口が約 7%、年少人口が約 3%減少すると見込まれています。
- 本計画の最終年である令和 37(2055)年の推計について、国立社会保障・人口問題研究所の全国推計では、平成 26(2014)年と比べて約 3割減少すると見込まれています。

【年齢区分別人口推計】



(3) 財政状況

1) 歳入・歳出の状況

◆歳入

- 平成 18(2006)年度から増加傾向ですが、自主財源の市税(地方税)は減少傾向であり、中長期的に生産年齢人口の減少が見込まれる中、市税の増加は期待できない状況です。

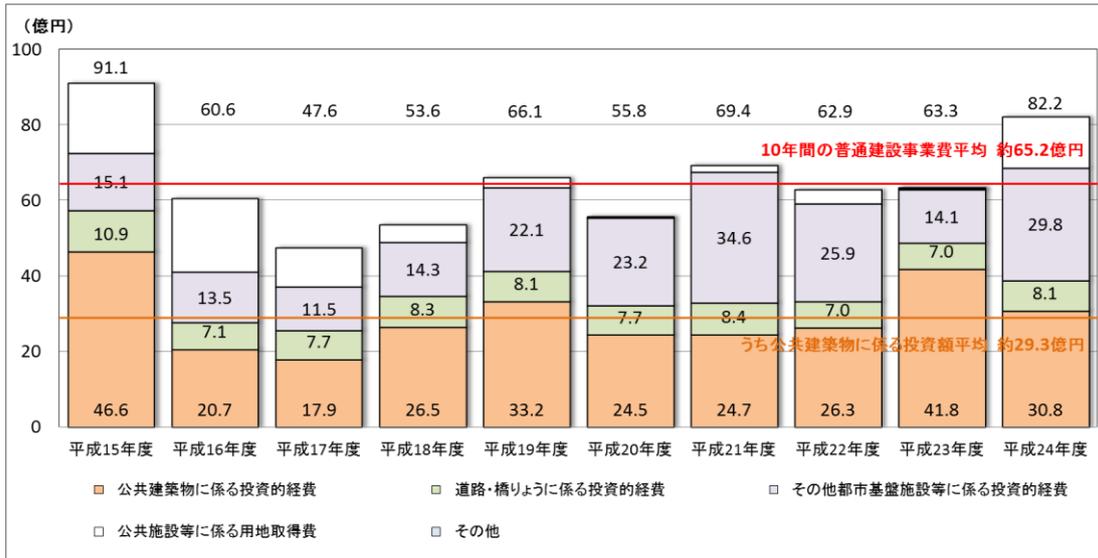
◆歳出

- 扶助費の増加が顕著で、歳出に占める割合は平成 15(2003)年度の 11.7%から平成 24(2012)年度では 24.3%まで上昇しています。
- 普通建設事業費や災害復旧事業費を含む投資的経費の歳出に占める割合は、平成 15(2003)年度が 16.9%、平成 24(2012)年度では 14.1%と減少傾向となっています。

2) 公共施設等に係る経費の状況

- 公共施設等の整備に係る財政支出である普通建設事業費は、過去 10 年間の平均で約 65.2 億円となっています。
- 公共建築物に対する投資額は、過去 10 年間の平均で約 29.3 億円となっています。
- 都市基盤施設に係る財政支出について、一般会計のほか水道企業会計及び公共下水道事業特別会計も合わせて考慮すると、過去 10 年間の平均は約 59.2 億円となっています。

【普通建設事業費（一般会計）の推移】

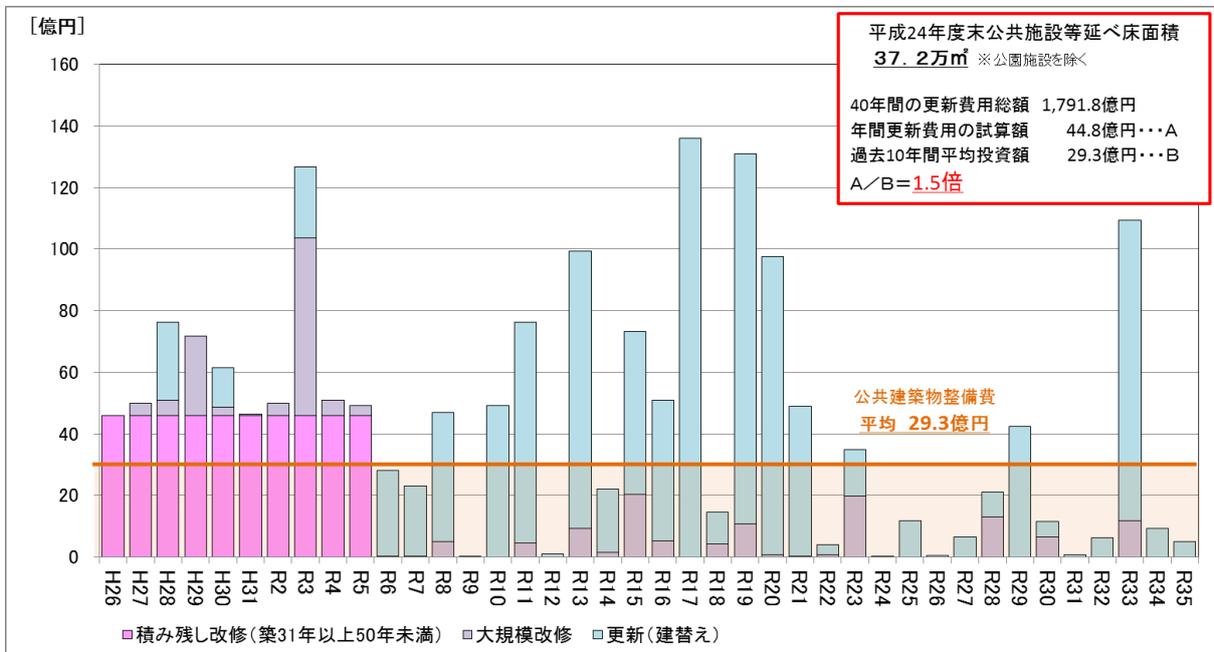


(4) 公共施設等に係る中長期的な経費の見通し

◆公共建築物等の更新費等費用の見通し

- 公共建築物の建替え及び大規模改修費用について、今後40年間で約1,792億円、年平均約45億円になると見込まれ、公共建築物に係る投資的経費（年平均約29.3億円）の約1.5倍になります。
- 特に建替えについては、令和20年前後にピークに達すると見込まれています。

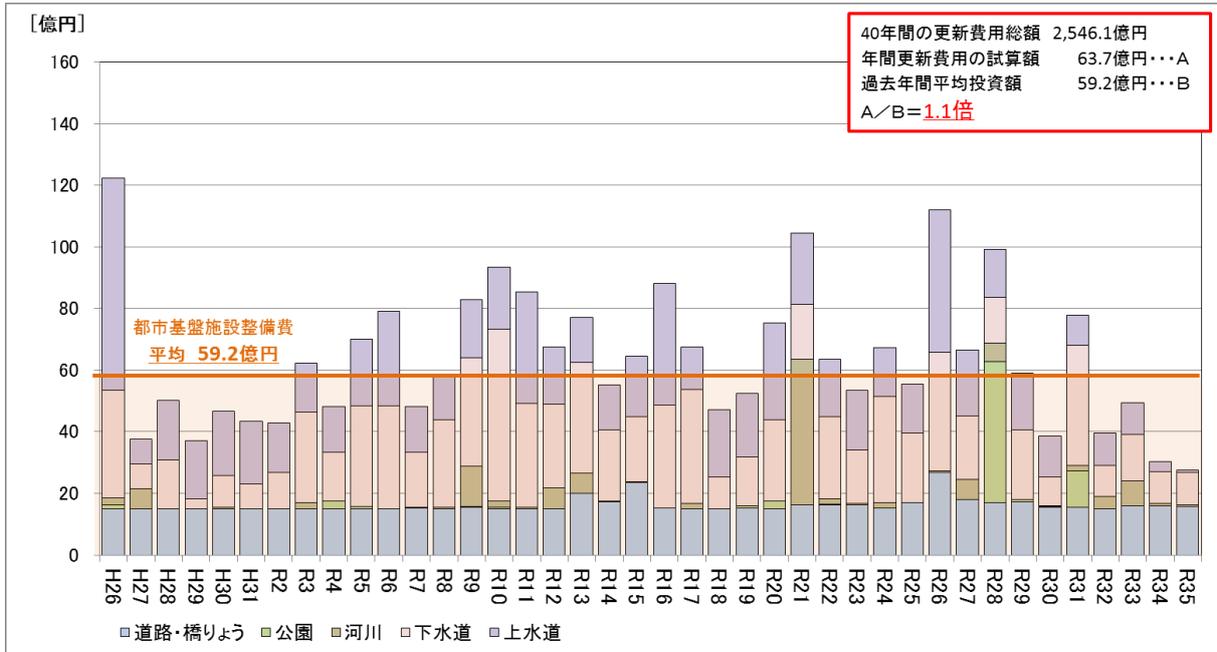
【公共建築物の更新費用予測】



◆都市基盤施設の更新費等費用の見通し

- 都市基盤施設の更新費について、今後 40 年間で約 2,546 億円、年平均約 63.7 億円になると見込まれ、都市基盤施設に係る投資的経費（年平均約 59.2 億円）の 1.1 倍になります。
- これまでの投資額のほとんどが新規整備に充てられてきた状況や今後の整備計画等を考慮すると、実態はこの倍率以上になると考えられます。

【都市基盤施設の更新費用予測】



◆公共施設等全体の更新等費用の見通し

- 今後 40 年間の公共建築物と都市基盤施設を合わせた公共施設等全体の更新費用予測額は、約 4,338 億円となり、過去 10 年間の投資額平均から試算した投資額 3,540 億円を約 798 億円上回ることとなります。

◆公共施設マネジメントの目標値

更新等費用の見通しを踏まえて、公共施設マネジメントの目標を次の通り設定します。

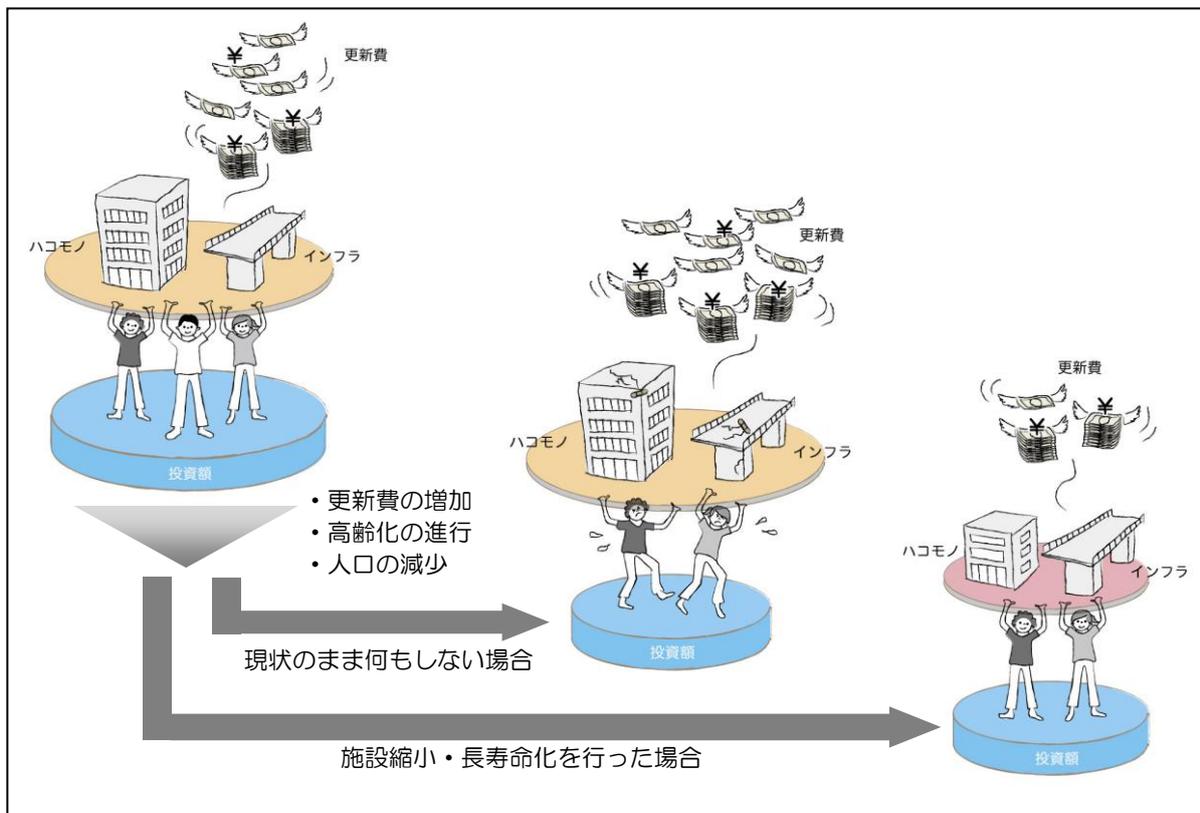
- ➡ 公共建築物は、40 年間で経費の 35% を削減する。
- ➡ 都市基盤施設は、40 年間で経費の 10% を削減する。

3. 公共施設マネジメントの方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

- 上尾市が置かれている人口や財政などの現状を踏まえると、公共施設等をこれまでと同じ規模や手法で整備・維持管理していくことは現実的ではありません。
- 公共建築物の更新費用予測から、仮に新規整備を一切行わないとしても、現在の7割弱しか施設を維持できないと考えられます。
- 集中する建替え需要は、単年度で投資できる水準をはるかに超えており、結果として老朽化を放置する危険性につながります。
- 都市基盤施設においても、縮小傾向にあるものの、現在も新規整備が進められていることから、将来にわたって一層厳しい状況になっていくと考えられます。
- このような状況を回避するためには、聖域を設けず維持すべき施設を峻別し、建替えや維持管理にかかるコストを削減・平準化していく必要があります。
- 統廃合や再配置による施設総量の縮減や適切な保全による長寿命化、広域連携、民間活力（PFI・PPP等）の積極的な導入、さらには整備計画等の抜本的な見直しなど効果的な手法を効率的に実施していくことが求められます。
- 加えて、中長期的視点をもって総合的かつ計画的に取り組むための公共施設マネジメント体制の確立が急務です。

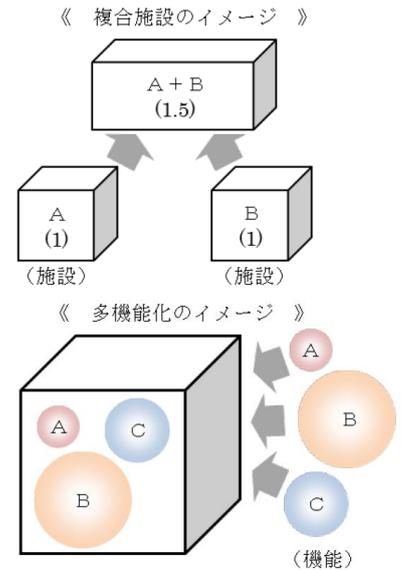
【公共施設等の現状と課題】



(2) 上尾市における公共施設マネジメントの原則

公共建築物（ハコモノ）における原則

施設の複合化や多機能化及び更新の際に必要とされる機能の峻別と補完により総量を縮減し、新規整備は抑制する。



都市基盤施設（インフラ）における原則

ライフラインの確保を最優先とし、効率的に長寿命化を進め、経費の縮減と平準化を図り、都市基盤施設の新規整備・改修・更新を実施する。

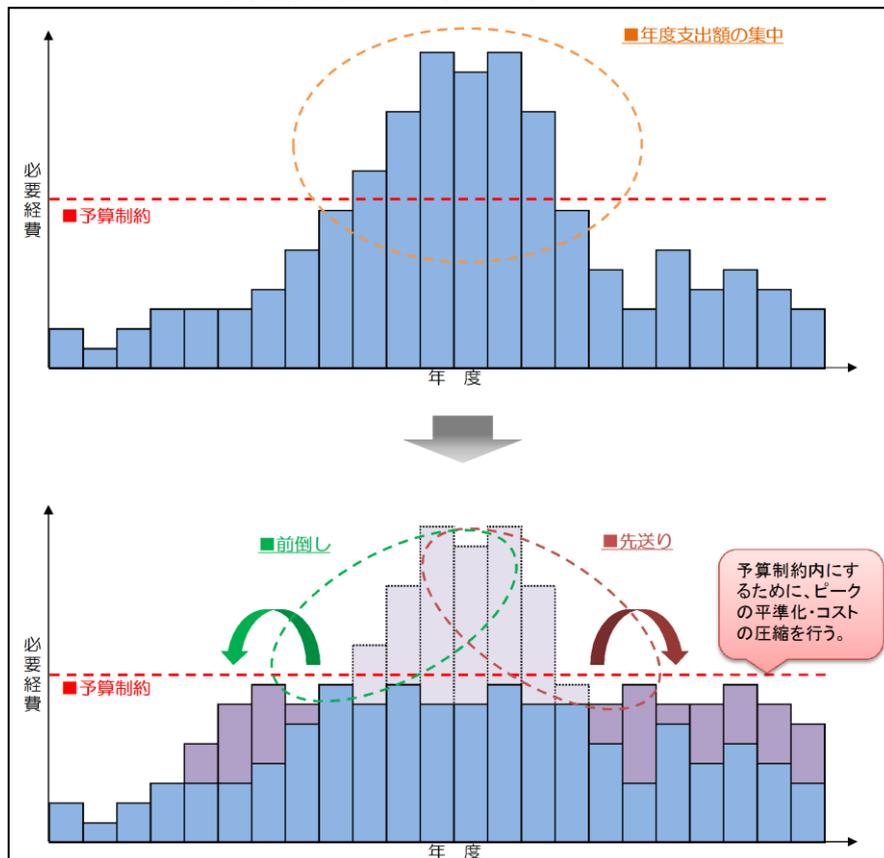
(3) 公共施設マネジメントの方針

1) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

◆計画的な維持管理と修繕

- 維持管理と保全にかかる経費そのものを抑え、中長期にわたる計画的な保全の実施により突発的な改修工事等を抑制していきます。
- 施設の耐用年数を延ばす長寿命化や点検・診断等の結果を踏まえた経済的かつ適切な保全と優先順位を踏まえた更新時期の選定、民間活力の積極的な導入などにより公共施設等にかかるトータルコストの縮減を図ります。

【年度支出額の平準化（イメージ図）】

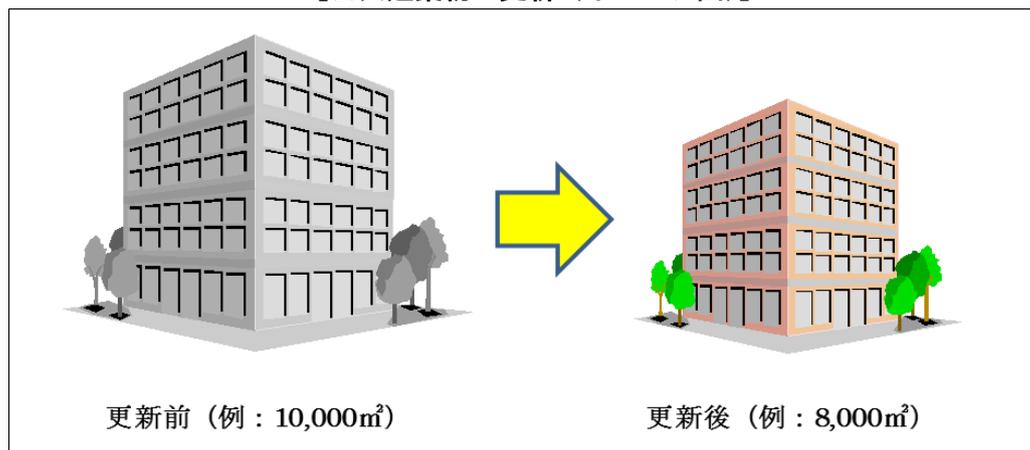


◆適切な更新計画（公共建築物）

【公共建築物】

- 全体的な総量縮減を図るため、必要とされる部分のみを対象とし、原則として現状の規模と同等以下とします。
- 施設の個別の更新計画では、近隣施設や類似施設との機能統合を推進し、複数施設の統合による総量の削減を図るとともに、建設コストや運営経費の大幅な削減に有効と考えられるPFI・PPPの導入を積極的に進めるなど経費の削減を前提とします。
- 近隣市町との広域連携による施設の共有化や民間サービスの活用による建替えに頼らない手法についても積極的に検討します。

【公共建築物の更新（イメージ図）】



【都市基盤施設】

- 原則として適切な保全による既存施設の長寿命化を図ります。
- ただし、網羅的に実施するのではなく、中長期的な需要予測等に基づき、長寿命化が不可能と判断された施設を含めて対象を峻別することを前提に取り組みます。
- 既存の新規整備計画についても適宜見直しを行い、将来的に維持管理不能となることのないよう総量の最適化を図ります。

2) 点検・診断等の実施方針

- 定期的な点検・診断等による施設状態の詳細な把握と部位ごとの耐用年数の延長を図り、結果的に物理的な供用限界まで施設を維持します。
- 点検・診断等で得られたデータは履歴として集積・蓄積し、個別施設情報として共有化を図り、最も経済的な更新時期や修繕・改修時期を判断する基礎資料とします。
- 個別施設の峻別を行い、明らかに更新が不要な施設や規模が小さく必要に応じて行う事後保全により対応可能な施設は対象から除外することで、点検・診断の精度向上を図ります。

3) 安全確保の実施方針

- 点検・診断等によって高度の危険性が認められた施設や、老朽化等により供用停止または放置され利用見込みのない施設は、安全の確保を優先します。特に学校や福祉施設など多くの市民が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。
- 今後も利用見込みもなく放置された施設については、侵入防止などの応急措置を行い、早期に除却を行います。

4) 耐震化優先の実施方針

【公共建築物】

- 民間サービスの活用や施設の統廃合を検討し、当該施設を存続すると判断した場合には、学校施設は「上尾市立学校施設耐震化計画」（平成 27 年度完了）、その他の公共建築物は「上尾市市有建築物耐震化計画」に基づき、耐震診断及び耐震補強を進めます。
- 補強工事は、施設の構造や想定される使用期間、使用目的等に応じて適切な工法を選択します。

【都市基盤施設】

- 道路や橋りょう等は地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、安全の確保の観点からも優先的に耐震化その他必要な対策を進めていきます。
- 都市基盤施設は施設類型ごとの形状や構造が異なるため、具体的な方策は個別施設管理計画において個々に定めるものとします。

5) 長寿命化の実施方針

◆長寿命化の目的

- 公共施設等に必要とされる機能が維持できなくなる限り、物理的な供用限界（構造的耐用年数）まで施設を使い切ることにより、公共施設等全体の維持管理にかかるコストを削減します。
- 長寿命化工事は、旧耐震構造の躯体の耐震補強や付属する電気設備、機械設備、屋根、外壁など部位ごとの点検等調査結果を基に、それぞれ最適な改修時期を選定して実施します。

上尾市における長寿命化の定義

構造的耐用年数の範囲内で目標耐用年数を設定し、必要とされる公共施設等の機能を目標耐用年数まで維持し、これに必要な修繕・改修・補強工事等を適宜行うこと。

法定耐用年数 < 目標耐用年数 < 構造的耐用年数



法定耐用年数	財務省令によって定められた税務上の減価償却率を求めるための基となる年数です。
目標耐用年数	対象となる施設をいつまで供用し続けるかについて、構造的耐用年数を基にして設定した目標値であり、公共施設等の使用期間の目標年数です。
構造的耐用年数	材料・部品・設備が劣化して性能が下がることによって決定される年数であり、構造的な供用限界として位置付けます。

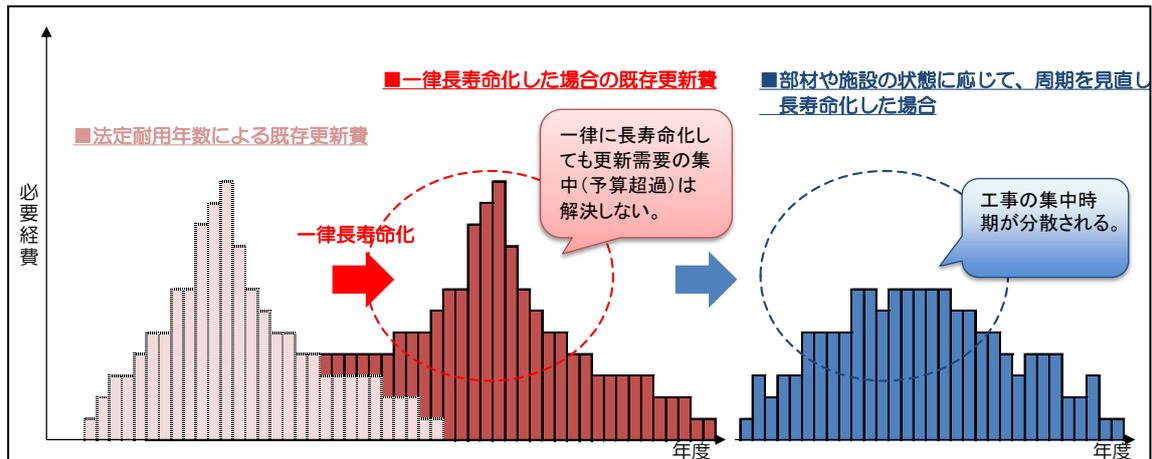
◆長寿命化に適さない公共建築物

- RC等構造体の劣化の程度により、長寿命化工事に係る経費より建替えの方が経済的な場合、構造体が健全でも地盤沈下や風水害等の影響が大きい立地の場合などは、長寿命化に適しないと判断する場合があります。

◆更新計画と一体となる長寿命化計画の策定

- 昭和 40 年後半以降、上尾市では急速な人口増に対処するため短期間に公共施設等の整備を集中した経緯があり、それらを一律に長寿命化すると第2の工事集中を生む結果となります。
- 将来の人口推計及び児童生徒数の予測や民間サービスの活用などから、必要とされない施設またはその一部の長寿命化を行わず、他の施設との統廃合を進めたほうが経費削減に有効な場合もあり、これらを考慮した更新計画と一体となる長寿命化計画の策定が必要となります。

【長寿命化の考え方（イメージ図）】



◆公共建築物の目標耐用年数と構造的耐用年数の設定

- 公共建築物については、目標耐用年数に基づいて個別施設管理計画を策定し、計画的かつ適切な保全や更新を実施して、結果的にライフサイクルコストの低減につなげます。

【上尾市の構造区分別目標耐用年数設定値一覧】

建築物の構造区分	目標耐用年数	構造的耐用年数
鉄筋コンクリート造	60年（75年）	65年（80年）
鉄骨・鉄筋コンクリート造	60年（75年）	65年（80年）
鉄骨造	55年	60年
木造	45年	50年

◆都市基盤施設の目標耐用年数の設定

- これまでの劣化・損傷が顕著となった段階で対策を実施する事後保全型の管理から、定期的な点検・診断を行い、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型の管理へ転換します。
- 既に個別の目標耐用年数を設定している場合を除き、法定耐用年数を目標耐用年数と位置付け、将来的に更新等の対策履歴や劣化状況等の点検結果などのデータを蓄積し、それらを分析することで適切な耐用年数を設定します。

6) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進方針

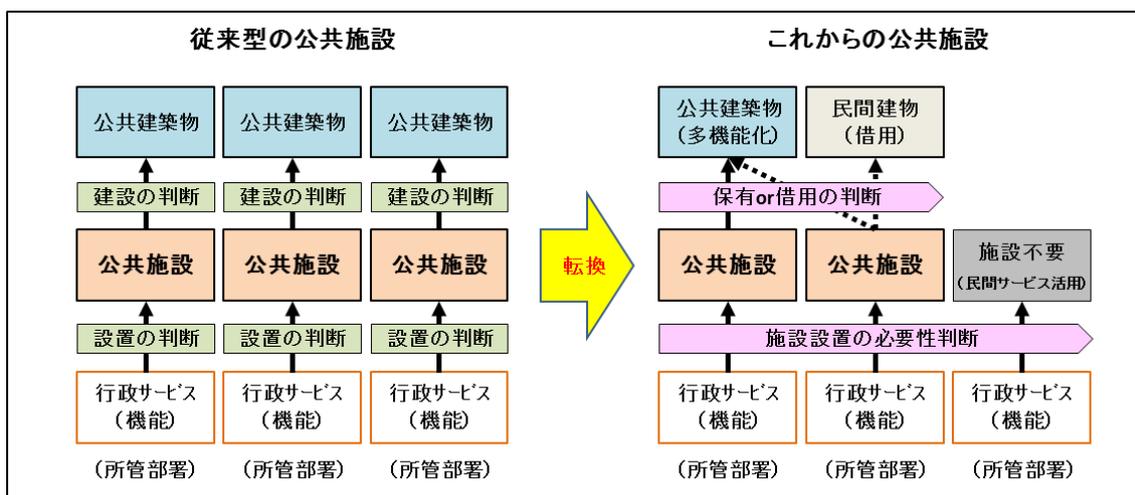
- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等を修繕・更新する際には、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を必要に応じて実施することで、公共施設等の性能の確保に努めます。

7) 公共施設等における統廃合・多機能化・除却処分の実施方針

◆公共建築物の集約と再配置

- 今後、公共建築物の更新や長寿命化を行う際は、類似する機能の共有や施設規模の効率化を図るための集約と再配置を前提に検討し、同時に生み出された余剰地を含めた土地の効率的な利活用等についても検討します。
- 近隣市町との広域連携の促進や民間の施設とノウハウの活用なども上手く組合せることで、市民サービスを維持しながら施設の合理化と経費削減を図ります。

【行政サービスと公共施設の関係】



◆公共建築物の統廃合・多機能化

- 今後は、国も補助金を受けた施設の財産処分の弾力化や簡素化に取り組んでいる状況もあることから、具体的な個別施設の保全や更新の計画において積極的に統廃合や多機能化を検討します。

◆不要資産の除却・処分

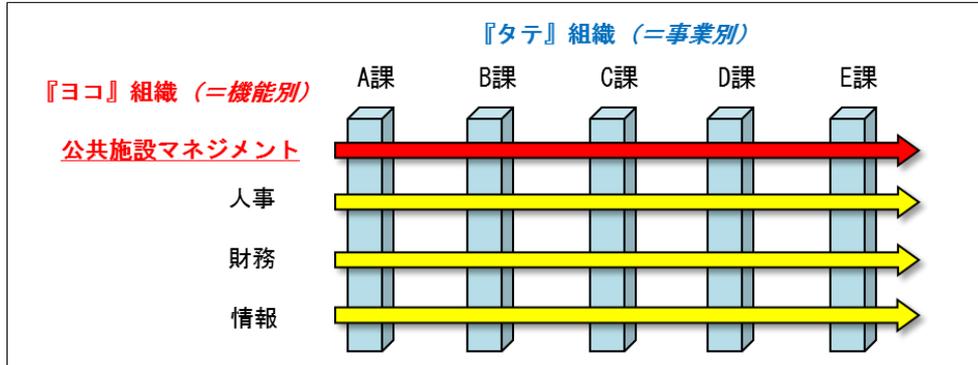
- 検討の結果、廃止すべきと判断された公共施設等は利用を中止し、運営経費の削減を図ります。
- 他の市民サービスでの有効利用を検討し、最終的に活用見込のない公共施設等と判断した場合は除却します。
- 除却や再配置等で生み出された土地、または過去の公共事業の残地や代替地等で利用の見込みのない資産は、一般財産化して売却するなど歳入確保にも積極的に取り組む必要があります。

(4) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方法

1) 公共施設マネジメントの推進体制・情報共有

- 推進に当たっては、それぞれの公共施設等の保全・更新その他維持管理の情報を統括的に管理し、企画部門や財務部門並びに各個別施設の所管部門の協議や調整、情報共有など連携を取りながら効率的・効果的に実践していきます。

【施設管理部門による統括】



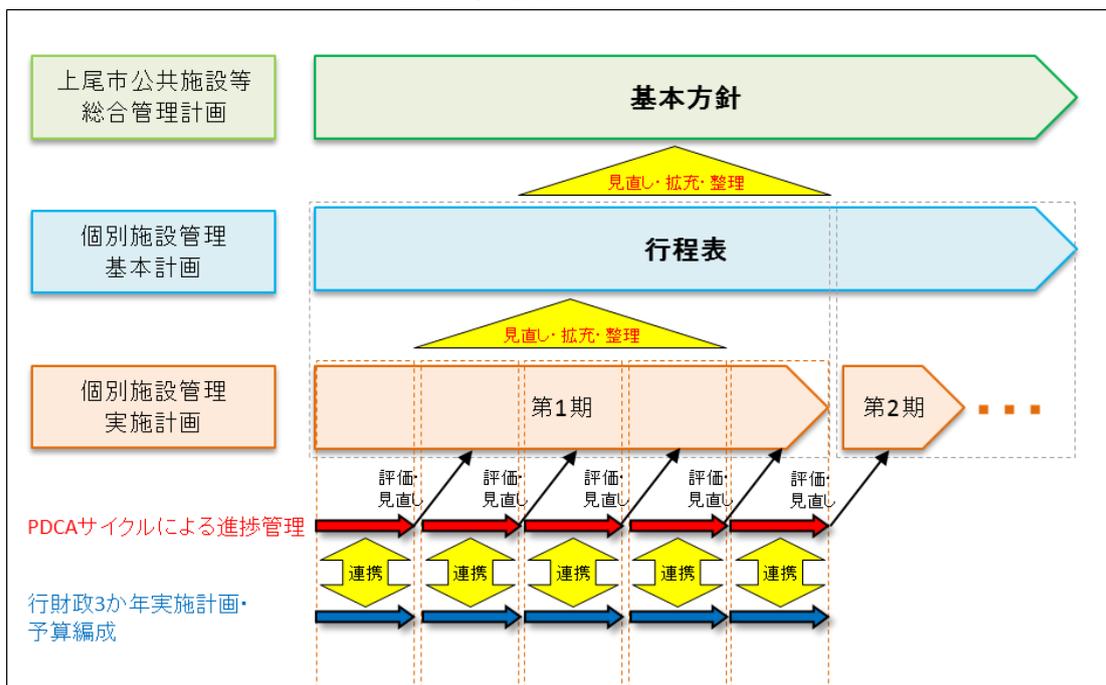
2) 本計画及び個別施設管理計画の管理及び実施

- 本計画の改定及び進捗管理並びに基本計画・実施計画の取りまとめなどの総合的な管理は、全庁的に連携を図りながら公共施設マネジメントの所管部門により進めていきます。
- 基本計画・実施計画の策定・見直し及び進捗管理は、原則として本計画に基づき、各個別施設の所管部門が担当し、この計画に沿って具体的な取り組みを実施します。

(5) フォローアップの実施方針

- 本計画及び基本計画については、実施計画において行財政3か年実施計画・予算編成と連携を図るとともにPDCAサイクルによる進捗管理を行うとともに、結果について公共施設白書を通して市のホームページ等で公表します。
- 計画期間内であっても必要に応じて適宜計画の見直しや拡充、整理を図り、質と量の最適化による安心・安全で持続的な公共施設の実現を達成します。

【進捗管理と計画への反映】



4. 施設類型別マネジメント基本方針

(1) 施設類型

- 個別施設のマネジメント方針は、前項の「公共施設マネジメントの方針」に沿って施設類型ごとに定めます。
- 公共建築物のあり方の検討は、「建物」と「機能（サービス）」の二つの側面を分けて考えることが有効であるため、この両面について整理していきます。

【公共施設等の類型】

区分	施設類型	類型の説明	用途
公共建築物	(1) 行政施設	市の行政事務を行うための公用の機能または建物で、主に庁舎等の事務所系の施設類型	庁舎、支所・出張所、消費者相談施設、消防署・分署
	(2) 文化・社会教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に文化活動や社会教育を目的とした施設類型	集会場、図書館、公民館・集会所、倉庫、展示場
	(3) スポーツ・レクリエーション施設	公共の用に供するための機能または建物で、主にスポーツや余暇に利用される施設類型	健康増進施設、体育施設
	(4) 保健・福祉施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に保健や福祉を目的とした施設類型	福祉拠点施設、障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設、保健センター、診療所
	(5) 児童施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に児童や青少年の育成等を目的とした施設類型	児童発達支援施設、学童保育所、青少年育成施設、児童館
	(6) 保育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に乳幼児及びその家族に利用される施設類型	保育所、子育て支援施設
	(7) 学校教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に学校教育を目的とした施設類型	小学校、中学校、幼稚園、給食調理場、その他教育施設
	(8) 公共交通施設	公共の用に供するための機能または建物で、公共交通を補完する施設類型	駅関連施設、自転車駐車場
	(9) その他の施設	上記類型には含まれない単独の機能または建物の施設類型	公営住宅、医療関連施設、市民活動支援施設、防犯連絡所、ごみ処理施設、斎場、就労支援施設、地域振興施設
都市基盤施設	(1) 道路・橋りょう	道路、橋りょう及びその附属物を対象とする施設類型	道路、橋りょう、道路附属物
	(2) 公園	公園及び園内に設置される建物等の公園施設を対象とする施設類型	公園、公園施設
	(3) 河川	河川及び調整池等の河川管理施設を対象とする施設類型	河川、河川管理施設
	(4) 上水道	上水道の配水管や浄水場、ポンプ場等の水道施設を対象とする施設類型	庁舎、水道施設
	(5) 下水道	下水道の管渠やポンプ場等の下水道施設を対象とする施設類型	管路施設、ポンプ施設、都市下水路

(2) 公共建築物の個別基本方針

施設 類型	個別基本方針
① 行政施設	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本庁舎及び庁舎第三別館は長寿命化を図りつつ、施設の有効活用や他の施設を含めた配置の見直しなどにより行政事務機能の集約化を図ります。また、庁舎別館も含めて、更新時期にあわせて複合化や更なる機能集約化を進め、規模の縮小を図ります。 ● 駅前に立地するあびっと！及びプラザ館、プラザ22は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、需要と利便性を考慮した機能を設置するなど最適な活用を図ります。 <p>イ) 支所・出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支所・出張所は、行政需要に配慮しつつ、複合化や多機能化または民間施設の活用などにより適正な配置や維持管理を図ります。 <p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活センターは、コミュニティセンターの方針に沿って配置の最適化を図ります。 <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防署・分署は、広域行政化による再編を念頭に、重複する業務を一本化するなどの機能の集約化を図ります。 ● 既存6施設は、計画的な修繕・改修により設備補完と長寿命化を進め、更新に当たっては、複合化や多機能化により規模の最適化を図ります。
② 文化・社会教育施設	<p>ア) 集会場</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集会場3施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、更新に当たっては、複合化や多機能化、統廃合なども考慮して配置の最適化を図ります。 <p>イ) 図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書館は、図書館サービスの継続を前提に、計画的な修繕・改修・更新を実施します。 ● 図書館の更新に当たっては、図書館分館及び公民館図書室を含め、今後の利用動向や電子図書館サービスへの対応なども考慮して、規模の最適化を図ります。 <p>ウ) 公民館・集会所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館・集会所は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、地域性や高齢化などによる需要の変化を見据えながら、規模や配置の最適化を図ります。 <p>エ) 倉庫・展示場</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財収蔵庫は、他施設の有効活用により移転統合を進めます。 ● ギャラリーは、芸術・文化の発信施設として、規模や配置の最適化を考慮しながら現状の機能を維持します。
③ スポーツ・レクリエーション施設	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進施設は、利用状況など需要の変化を考慮しながら、サービスの維持に必要な修繕を実施します。 ● 健康増進施設の維持管理経費が過大となる場合は、設置目的や必要性を見極め、維持管理方法の見直しを行います。 <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民体育館は、「上尾市防災計画」の防災副拠点として、防災中枢拠点（市役所）のバックアップの役割も担っているため、計画的な修繕・改修による長寿命化及び更新により施設を維持します。 ● その他の体育施設については、利用状況など需要の変化を考慮し、施設ごとに設置目的や必要性を見極め、施設の総量を調整します。
④ 保健・福祉施設	<p>ア) 福祉拠点施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総合福祉センターは、計画的な修繕・改修等により長寿命化を図り、需要に見合った最適な施設利用を行います。 ● その他の拠点施設は、更新に当たって機能の必要性を見極め、民間を含めた他の施設の活用や統廃合、多機能化など維持管理手法を見直します。 <p>イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多夢向及びピュアスマイル、シルバー人材センター、及びワークプラザかみひらは、サービスの維持に必要な修繕を実施するとともに、運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。 <p>ウ) 保健センター、診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健センターは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、少子高齢化や人口推移を踏まえ、需要に応じた規模の最適化を図ります。

施設 類型	個別基本方針
⑤ 児童施設	<p>ア) 児童発達支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> つくし学園は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、施設の更新に当たっては、少子高齢化や人口推移を踏まえ、複合化や多機能化、他の施設の活用なども含めて機能の維持と規模の最適化を図ります。 <p>イ) 学童保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 公設の学童保育所は、一つの小学校区につき1施設を原則とします。 公設学童保育所を設置する場合は、既存施設の活用を優先的に検討します。 <p>ウ) 青少年育成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年センター及び少年愛護センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。 <p>エ) 児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、多機能化等による施設の有効活用を検討します。
⑥ 保育施設	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状は保育需要に対する供給が不足し、いわゆる待機児童は解消されていない状況ですが、今後は子ども・子育て支援新制度の事業推進や少子化などの社会動向により需要の減少が予測されるため、公・私立認可保育所の計画的な定員管理を図りつつ、必要な施設の更新や統廃合を図ります。 公立保育所は、地域の状況やニーズを十分考慮しながら配置の最適化を進めます。 <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターは、上尾西保育所の方針に沿って配置の最適化を図ります。
⑦ 学校教育施設	<p>ア) 小学校、中学校、幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校は、余裕教室や転用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。 児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、減築や統廃合も含めて規模の最適化を進めます。また、学校は防災拠点や地域の交流の場になっていることを考慮し、多機能化を図ります。 学校は、長寿命化を図ると同時に非構造部材の耐震化や更新の際の他用途との複合化、防災力強化の検討も図ります。 幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要となる修繕を実施します。 <p>イ) 給食調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校給食共同調理場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。 <p>ウ) その他教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。
⑧ 公共 通施設	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通施設の附属施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。 <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車駐車場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、民間活用などにより、更新や維持管理に係る経費の削減を図ります。
⑨ その他の施設	<p>ア) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的を考慮し、機能維持を目的とした修繕を実施し、更新は行わないものとします。また、需要を見据えながら、施設の利活用も図ります。 <p>イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療センターは、機能維持を目的とした修繕を実施し、施設の災害時機能の拡充による災害時の医療救護の拠点など活用方法を検討します。 上平防犯連絡所は、複合化や多機能化を踏まえた更新計画を策定、実施します。 商工会館は、機能維持を目的とした修繕を実施し、大規模改修や更新については、施設の実情などによって判断します。 <p>ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館の方針に沿って配置の最適化を図ります。 <p>エ) ごみ処理施設、斎場</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設は、計画的な修繕・改修による長寿命化やPFI導入など様々な手法を検討し、経費削減と平準化に最も効果のある更新計画を策定、実施します。 上尾伊奈斎場つつじ苑は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

(3) 都市基盤施設の個別基本方針

施設 類型	個別基本方針
① 道路・ 橋り ょう	<p>ア) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な管理手法と維持コストの適正化を図るため、定期的な調査や点検を実施し、現状の把握を行います。また、修繕を行う管理基準を定め、修繕方法を精査し維持管理計画を策定します。 ● 長期未整備都市計画道路について、概ね5年に1度、総合的な見地からルート変更や廃止等を含めた見直しを行います。また、公共交通を包含する総合交通体系についても検討を進め、公共交通網の再構築を図ります。 ● 未利用地については、売却を検討します。 <p>イ) 橋りょう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき長寿命化を実施します。 <p>ウ) 道路附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩道橋及びペDESTリアンデッキは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、需要を考慮しながら実施を判断します。
② 公園	<p>ア) 公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園は、運営方法の効率化を図るなど経費の削減に取り組みます。 <p>イ) 公園施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 更新時期を迎え、利用状況等により不要と判断される公園施設については、更新せず除却したうえで、計画的な維持管理を実施します。 ● 有料施設の使用料金の見直しを図るほか、料金収入が見込まれる施設については、有料化について検討します。
③ 河川	<p>ア) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 護岸は、構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。 ● 不要な水路については、廃止と売却を検討します。 <p>イ) 河川管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ポンプ施設等は予防保全型、その他河川管理施設は構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。 ● 水辺空間の利用について、民間活用の可能性を検討します。
④ 上 水道	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道部庁舎は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新については適切に判断します。 <p>イ) 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水道施設では、施設マネジメントの観点から既に法定耐用年数と異なる目標耐用年数（更新基準）を設定しており、これに基づき更新時期を検討するなど経費の平準化を行い、安定した運営を行います。 ● 老朽管の更新に伴い、管路の耐震化を実施します。今後も重要度を考慮しながら積極的に布設替えを推進します。 ● 更新が必要と判断される施設や設備については、計画的な更新を実施します。また、施設の適正な規模を検討し、更新費用の縮減を図ります。
⑤ 下 水道	<p>ア) 管路施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管路は、上尾市公共下水道長寿命化計画に基づき、健全度の低下した路線のみを改築する「予防保全型施設管理」の導入により、改修・更新を行っていきます。 ● 公共下水道区域と合併浄化槽の合理的な区域設定により「公共下水道全体計画区域」を縮小する見直しを行い、事業費及び施設ストックの増加を抑制し、効率的な整備を進めます。 ● 今後は既存施設の耐震性の強化を図るとともに、新設する施設については、耐震性を十分に考慮した整備を推進します。 <p>イ) ポンプ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ポンプ場は、今後、長寿命化計画を策定し、計画的な改修・更新を行います。また、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行います。 ● ポンプ場は、人口や汚水排水量の減少を踏まえた能力・規模の見直し及び統廃合等について検討します。 <p>ウ) 都市下水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都市下水路の暗渠は、既存施設の長寿命化を図ります。

上尾市公共施設等総合管理計画 概要版

平成 27 年（2015 年）3 月 策定

令和 3 年（2021 年）3 月 改訂

上尾市行政経営部施設課

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目 1 - 1

電 話：048-775-5115 FAX：048-775-9819

E-mail：s58000@city.ageo.lg.jp